

生活環境課

1 廃棄物指導

(1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可について

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、許可をした業者は次のとおりである。

ア ごみ（収集運搬業）

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	木村工業(株)	木 村 鐘 一	明石市大久保町ゆりのき通1丁目5-17 〒674-0068 TEL 078-936-3425
2	長田環境開発(有)	長 田 良 彦	三木市志染町広野2丁目20-22 〒673-0541 TEL 0794-85-0555
3	(株)巴山環境	朝 本 秀 生	小野市日吉町570-65 〒675-1315 TEL 0794-63-2910
4	三木美化センター(株)	村 岡 裕 子	三木市別所町高木622-1 〒673-0435 TEL 0794-83-2611
5	ミズホ商会	藤 川 英 之	三木市細川町中里282 〒673-0702 TEL 0794-88-2158
6	(株)カンキョウ	柳 真 成 美	加西市北条町黒駒6-3 〒675-2313 TEL 0790-42-4131
7	(株)かんぜおん	土 本 直 未	西脇市鹿野町1050-2 〒677-0033 TEL 0795-23-3599

イ 浄化槽汚泥（収集運搬業）及び浄化槽清掃業

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	(株)あさひ企画	中 元 忍	小野市三和町879-2 〒675-1357 TEL 0794-66-2202
2	大貫衛生舎	大 貫 薫	三木市緑が丘町東2丁目12-1 〒673-0533 TEL 0794-85-3110
3	菊水工業(株)	福 井 雅 也	神戸市中央区中山手通7丁目3-4 〒650-0004 TEL 078-341-1788
4	中井清掃(有)	中 井 慶 一	三木市志染町青山6丁目16-10 〒673-0521 TEL 0794-84-1902
5	西播環境整備(株)	藤 井 美 佳	姫路市広畑区蒲田1丁目1516-7 〒671-1102 TEL 079-237-0331
6	(株)大洋	尾 崎 誠 治	姫路市山吹2丁目11-12 〒670-0085 TEL 079-297-5411
7	(株)アリア・トゥエンティワン	中 末 敏 和	姫路市刀出809 〒671-2241 TEL 079-267-5521
8	(株)阪神水道衛生社	森 嶋 一 夫	神戸市中央区大日通4丁目2-6 〒651-0064 TEL 078-221-0265
9	兵神浄化(有)	森 本 武 司	神戸市中央区脇浜町2丁目10-14 〒651-0072 TEL 078-242-5345
10	(株)ホカリ	渡 部 一 二	西宮市室川町8-27 〒662-0863 TEL 0798-71-5011

11	横山興業(株)	山 口 進	三木市細川町瑞穂字オノ前 1652 〒673-0701 TEL 0794-88-2061
12	(有)播磨清掃	押 部 徹	高砂市荒井町小松原 3 丁目 1-33 〒676-0011 TEL 079-443-3141

ウ 食品循環資源の堆肥化(処分業)

番号	事 業 者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	大栄環境(株)	金 子 文 雄	大阪府和泉市テクノステージ 2 丁目 3-28 〒594-1144 TEL 0725-54-3061

(2) ごみの減量化・資源化の取組について

ア ごみ資源化奨励事業

ごみの資源化を促進するため「資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱」に基づき、紙類・布類は 1 kg 当たり 4 円、缶類・空きびんは 1 kg 当たり 5 円の奨励金を交付した。

また、集団回収システムの安定化を図るため「資源ごみリサイクル活動奨励金交付要綱」に基づき、集団回収運動奨励金交付団体に対して、年間の回収運動の回数と回収量に応じて奨励金を交付した。

(ア) 資源ごみ集団回収運動奨励金交付状況

種 類 (交付単価)	資源化量 (kg)	交 付 額 (円)
紙 類 (4 円)	720,321	2,881,284
布 類 (4 円)	26,394	105,576
空 き 缶 (5 円)	30,602	153,010
合 計	777,317	3,139,870

※申請毎に端数処理した関係で、交付額の合計が合わないことがある。

(イ) 資源ごみリサイクル活動奨励金交付状況

奨励金交付件数	90 件
奨励金交付金額	4,380,000 円

(ロ) 空きびん回収

地 区 名	回 収 量 (kg)	交 付 額 (円)
三 木	55,278	276,391
三 木 南	21,396	106,980
別 所	21,658	108,290
志 染	11,211	56,055
細 川	10,012	50,060
口 吉 川	9,235	46,175
緑 が 丘	31,808	159,040
自 由 が 丘	47,851	239,255
青 山	20,284	101,420
吉 川	32,434	162,170
そ の 他	1,478	0
合 計	262,645	1,305,836

※「その他」は自治会未加入地区分につき、交付なし。

イ 古紙自主回収活動奨励制度

資源ごみの集団回収をさらに促進するとともに、資源ごみのリサイクル意識の向上を図るため、「古紙自主回収活動奨励補助金交付要綱」に基づき、古紙の回収を自主的に継続して実施する自治会に対し、三木市古紙自主回収活動奨励補助金を交付した。

奨励補助金交付自治会	82 自治会
奨励補助金交付金額	6,048,400 円

ウ レジ袋削減の取組

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の改正により、令和2年7月にレジ袋が有料化された。市は、改正以前からレジ袋削減運動を実施し、2事業者から、レジ袋の販売による収益金の一部32,475円の寄附を受け、環境保全基金に積み立てた。

なお、平成25年度からは環境保全基金を活用してマイボトルを作成し、市内に転入する世帯を対象に、ごみの分別方法を説明する際に配布している。

(3) 三木市クリーン・ボランティアの活動支援について

市内の道路や公園など公共ゾーンの清掃・美化活動を進めているグループや団体（事前に登録が必要）に対し、その活動を支援するため清掃に必要なごみ袋などの消耗品を支給している。令和5年度末では44団体が登録を受け、美化活動に取り組んでいる。

(4) 市民トイレの管理について

市民の利便施設として、神戸電鉄の三木駅前、三木上の丸駅前、恵比須駅前、志染駅前、緑が丘駅前、三木鉄道記念公園前、三木本町バス停留所前及び市野瀬バス停留所付近の8か所に市民トイレを設置している。清掃等の維持管理については、シルバー人材センター及び民間事業者に委託している。

また、過去に悪質ないたずらが度々発生した、三木本町バス停留所前と三木鉄道記念公園前の市民トイレにおいては防犯カメラを設置している。

(5) 不法投棄・野焼き（不法焼却）の指導について

不法投棄に対しては、不法投棄禁止看板の設置や定期パトロール等の実施により未然防止に努めているが、不法投棄や野焼き行為が確認された場合は、行為者を特定し指導するとともに、悪質な事案については、兵庫県、警察等の関係機関と連携しながら行政指導を行っている。

また、不法投棄対策事業として、委託事業者による、不法投棄防止パトロール及び不法投棄物の撤去及び処分を実施している。

ア 発生件数

区 分		発生(指導)件数
不法投棄	一般廃棄物	29
	産業廃棄物	2
野 焼 き		4
合 計		35

イ 不法投棄防止パトロールにおける撤去件数

区 分		件 数
不法投棄	一般廃棄物	12
	産業廃棄物	10
合 計		22

(6) 保健衛生推進協議会について

保健衛生推進協議会は、地域の保健衛生事業を推進することにより、住民の健康づくり及び地域環境の保全に寄与することを目的として設立されており、その事務全般を担っている。

令和5年度は組織対策事業、清掃対策事業を推進するために、次の委託金を交付した。

- ・保健衛生業務委託料 2,300,000 円

2 環境保全

よりよい環境づくりを目標に、生活環境を阻害する恐れのある事業に対しては環境保全条例に定める事前協議により指導を行い、環境基本法に定める公害については、事業所の調査、各種環境調査を実施し、公害の未然防止に努めた。

(1) 環境審議会の開催

環境の保全及び創造に関する基本的事項その他の重要事項について調査、審議するために環境審議会を設置している。

- ・審議会構成 19人（各種団体の推薦する者、関係行政機関の職員、学識経験者、市長が適当と認める者、公募による委員）
- ・10月3日開催 三木市環境総合計画の進捗状況等について 他

(2) 予防対策

ア 三木市環境保全条例等に基づく事前協議（生活環境課所管分）

事前協議の対象	申請件数
駐 車 場 の 設 置	9
土砂等の継続大量運搬	50
土 砂 の 埋 立	0
土 砂 の 採 取	0
ヤ ー ド	0
廃 棄 物 処 理 業	0
遊 技 場（パチンコ店）	0
合 計	59

イ 環境保全思想の普及啓発及び公害防止対策

(7) 環境月間の設定

6月の環境月間は、市内の工場等への立ち入り調査や指導、水質の調査等を実施した。

(4) 公害防止協定による指導

法律及び条例に基づく規制を補完し、地域の実態に即した公害防止対策を進めるため、三木工場公園入居企業（32企業）と公害防止協定を締結している。この協定に基づき事業所の立ち入り調査及び遵守指導を実施した。

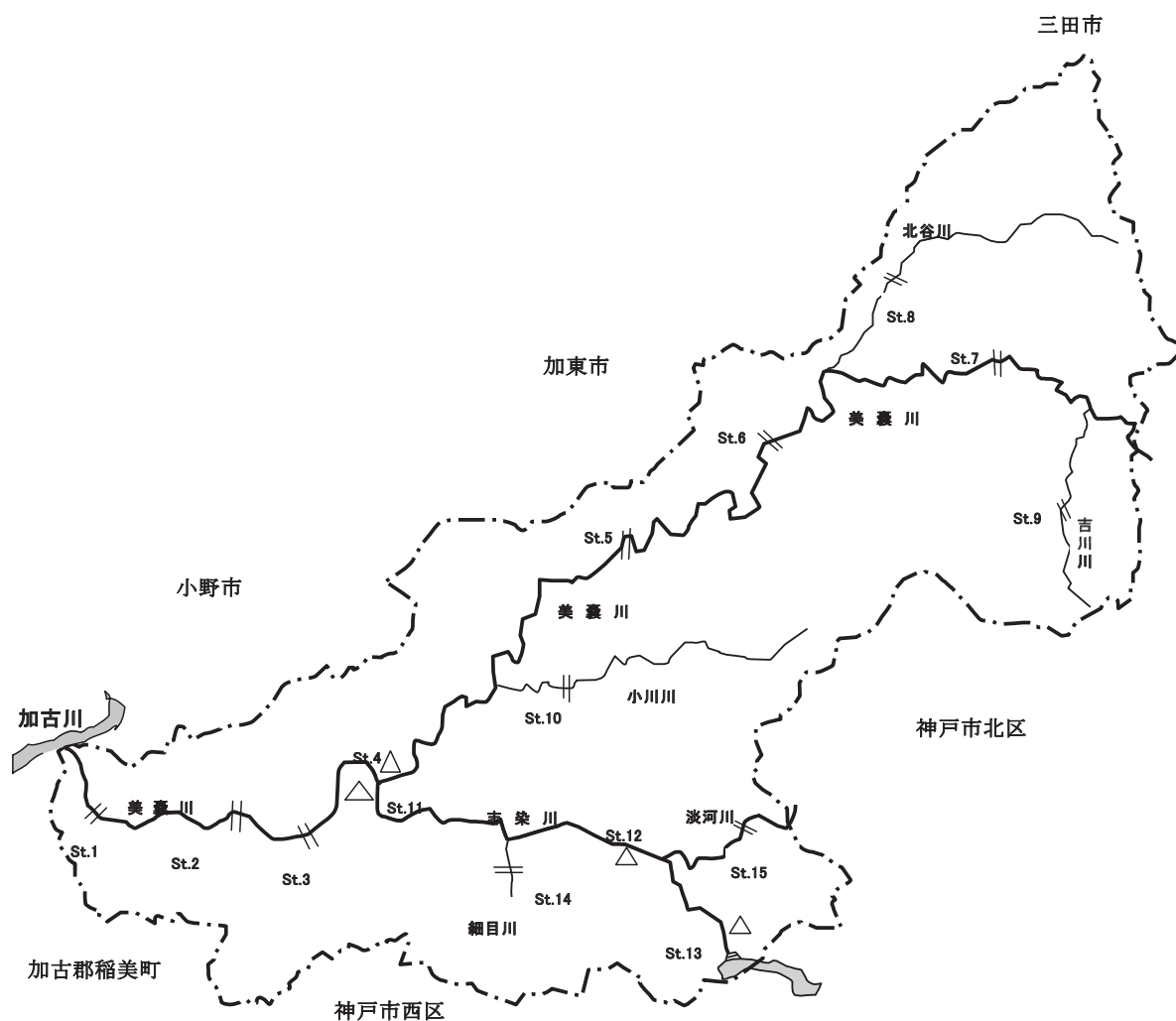
ウ 環境調査の実施状況

(7) 公共用水域水質調査

- a 調査目的 三木市内河川の水質の把握
- b 調査場所 美囊川ほか6河川15地点（図-1のとおり）
- c 調査期間 令和5年度4月から令和6年3月まで（年4回）
- d 調査結果 測定結果は、表-1のとおりである。

なお、美嚢川には生活環境の保全に関する環境基準の水域類型が指定されていないため、参考としてB類型の基準（表-2）を適用し、生活環境項目の測定地点ごとの達成状況を表-3に示している。環境基準項目のうち、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、概ね良好な結果となっている。

図-1 公共用水域水質調査地点図



測定点	測定地点名	測定点	測定地点名
St.1	別所橋	St.9	昭和橋
St.2	末広橋	St.10	小川橋
St.3	上津橋	St.11	岩宮
St.4	久留美	St.12	御坂
St.5	東栄橋	St.13	吞吐ダム下流
St.6	里脇橋	St.14	細目橋
St.7	八幡橋	St.15	丹生橋
St.8	小中橋		

表 - 1 令和 5 年度公共用水域水質調査結果

(単位：mg/L、大腸菌数は CFU/100mL、流量は m³/s)

河川名		美 囊 川										北谷川		吉川川	小川川	志 染 川		細目川	淡河川
項目	測定地点	別所橋	末広橋	上津橋	久留美	東栄橋	里脇橋	八幡橋	小中橋	昭和橋	小川橋	岩宮	御坂	糸社ダム 下流	細目橋	丹生橋			
生活 環境 保全の	PH	7.7	8.1	8.5	8.0	8.2	8.5	8.3	8.5	8.3	8.5	8.0	8.1	8.2	8.9	8.4			
	BOD	2.1	2.2	1.6	2.4	2.8	2	2.2	2.1	1.6	2.2	2	1.9	1.5	1.4	1.4			
	SS	20.8	9.8	8.0	10.3	16.8	9.0	12.0	8.0	14.0	8.0	6.0	3.3	6.0	3.0	3.3			
	DO	9.2	9.7	9.4	9.1	9.3	9.5	9.3	9.7	9.3	9.1	9.5	8.9	9.7	9.8	9.4			
	大腸菌数	48.8	53.5	42.3	59.3	49.3	56.0	56.0	44.0	48.3	36.3	36.5	55.8	52.5	43.8	54.3			
	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			
	ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
	アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
人 の 健 康 の 保 護	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004			
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
	ジス-1,2-ジクロロエチル	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			
	1,1,1-トリクロロエチル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	1,1,1,2-トリクロロエチル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	1,3-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006			
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003			
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.48	0.55	0.72	0.66	0.73	0.71	1.1	1.2	0.87	0.94	0.58	0.84	0.76	0.81	0.55			
そ の 他 項 目	ふっ素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			
	ほう素	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			
	塩素イオン	11	18	18	33	210	26	13	15	11	56	15	12	20	18	14			
	アンモニウム性窒素	0.23	0.34	0.38	0.34	0.53	0.48	0.51	0.48	0.43	0.41	0.35	0.47	0.4	0.44	0.35			
	硝酸性窒素	0.48	0.63	0.78	0.7	0.9	0.9	1.2	1	0.88	0.9	0.67	0.97	0.8	0.88	0.64			
	リン酸性リン	0.039	0.035	0.038	0.047	0.09	0.079	0.14	0.076	0.14	0.1	0.029	0.017	0.021	0.026	0.031			
	MBAS	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			
	流量	3.73	1.67	1.41	3.08	0.88	1.85	1.07	0.73	0.27	0.77	1.55	2.83	2.49	0.06	1.96			
	油分	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5			

※ 1 くは、定量下限値未満を示す。

2 表中の数値は次のとおり。一般項目・特殊は平均値を示す。健康項目は最大値を示す。その他項目については流量は平均値、前記以外は最大値を示す。

表 - 2

☆ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適用性	P H	BOD	D O	S S	大腸菌数
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	25mg/ℓ 以下	1,000CFU /100m ℓ 以下

※ 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定）

◎水域 加古川下流（篠山川合流点より下流山陽線鉄橋まで）B 類型

※ 公共用水域が該当する水域類型の指定（昭和 60 年 3 月 22 日兵庫県告示第 451 号）

◎水域 志染川（呑吐ダム上流端より上流）B 類型

☆ 人の健康に関する環境基準（測定分）

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀
基準値	0.003 mg/ℓ 以下	検出されないこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下
項目	1,4-ジクロロベンゼン	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
基準値	0.05 mg/ℓ 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.004 mg/ℓ 以下
項目	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.1 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	0.006 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
項目	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.002 mg/ℓ 以下	0.006 mg/ℓ 以下	0.003 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
項目	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	ほう素			
基準値	10 mg/ℓ 以下	0.8 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下			

※ 基準値は最高値とする。

表 - 3 令和 5 年度生活環境項目の各測定地点の達成状況（％）

河川名 項目	美 囊 川							北谷川	吉川川	小川川
	別所橋	末広橋	上津橋	久留美	東栄橋	里脇橋	八幡橋	小中橋	昭和橋	小川橋
P H	100	100	75	100	100	50	100	75	75	50
BOD	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S S	75	100	100	100	75	100	100	100	100	100
大腸菌数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

河川名 項目	志 染 川			細目川	淡河川
	岩宮	御坂	呑吐下流	細目橋	丹生橋
P H	100	100	100	25	75
BOD	100	100	100	100	100
D O	100	100	100	100	100
S S	100	100	100	100	100
大腸菌数	100	100	100	100	100

※ 各項目における達成率は、各測定地点における項目ごとの総検体数の内の環境基準を満足している検体数の割合を示している。

(イ) 瀬戸内海環境保全特別措置法に係る特定事業場の水質測定

- ・調査目的 排水量の特により事業所などからの排水の把握
- ・調査場所 2 事業場
- ・調査期間 6 月と 12 月の年 2 回
- ・調査結果 下記のとおり

<メッキ事業場>

有害物質を使用する事業場 2 社について、水質検査を実施した。測定結果を表 - 4 に示している。測定の結果は、排水基準以下であり良好であった。

表 - 4 メッキ事業場水質調査結果

項目	事業場名	A-1		A-2	
		測 定 月		測 定 月	
		6 月	12 月	6 月	12 月
P H		7.6	7.2	6.8	6.9
COD		2.1	4.4	5.7	7.5
S S		16	7	<1.0	<1
P b		<0.01	0.01	<0.01	<0.01
T-CN		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
Cr6 ⁺		<0.02	0.03	<0.02	<0.02
T-Cr		0.02	0.08	<0.02	<0.02
(排水基準)					
PH : 5.8~8.6 Pb : 0.1 T-CN : 1.0					
Cr6 ⁺ : 0.5 T-Cr : 2.0					

エ 法令等に基づく特定建設作業の届出状況

公 害 関 係 法 令 等		届出数
特 定 建 設 作 業	騒 音 規 制 法	298
	振 動 規 制 法	68
	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	175
	三 木 市 環 境 保 全 条 例	20

オ 法令等に基づく特定施設の設置状況

公 害 関 係 法 令 等			届出数	累 計
法 律	大 気 汚 染 防 止 法		8(5)	209
	水 質 汚 濁 防 止 法		13(7)	556
	騒 音 規 制 法		5(0)	1862
	振 動 規 制 法		1(0)	1584
	ダイオキシン対策特別措置法		0(0)	34
兵庫県環境の 保全と創造に 関する条例	騒 音		2(0)	1703
	大 気 関 係	ば い 煙	0(0)	58
		粉 じ ん	1(1)	126
		有 害 物 質	0(0)	213
	汚 水		0(0)	60
	悪 臭		0(0)	15

※（ ）は、廃止数を示す。

(3) ヤード対策

「三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例」（平成 28 年 7 月 1 日施行）に基づき立入検査を行った。

指導状況

立入検査件数	7 件	指導件数	2 件
--------	-----	------	-----

(4) 公害防止対策

公害発生源の現地調査を次のとおり実施し、公害の未然防止及び拡大防止に努めた。

調 査 の 目 的	件 数	備 考
特 定 工 場 等 の 点 検	35	6 月 1 日から 6 月 9 日までの 4 日間、立入調査を実施した。
苦情発生に伴う調査	30	随時

(5) 公害苦情の処理

市民の快適な生活環境を守るため、事業所から発生する騒音、振動、悪臭などの公害苦情に対し、関係機関と連携し、指導及び処理に当たった。

ア 公害苦情発生状況

苦情の内容	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	合 計
件 数	1	4	0	13	3	7	2	30
比率(%)	3.3	13.3	0	43.4	10.0	23.3	6.7	100.0

イ 公害苦情処理状況

処 理 状 況	件 数	比 率 (%)
処 理 済	30	100.0
翌年度へ繰越	0	0
合 計	30	100.0

(6) 規制対象施設建築等審査会の運営

市内における遊技場等及びラブホテルの建築等に対して、必要な規制を行い、市民の快適で良好な生活環境及び教育環境の実現と沿道修景の保全を図るため、三木市規制対象施設建築等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、「三木市遊技場等及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」で定める重要事項について審査する。令和5年度は、審査会を開催していない。

審査会構成 11人以内（各種団体の推薦する者、学識経験者、市長が適当と認める者、公募による委員）

(7) 環境保全啓発事業

ア 第5期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実施

平成11年4月8日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、市の事務及び公共施設に関し、温室効果ガス排出量の削減等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした第5期地球温暖化対策実行計画に掲げる取組を実施した。

(7) 計画対象 庁舎及び各施設における電気・ガス・ガソリン・軽油燃料等の使用量

(4) 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

(9) 削減目標 令和元年度を基準に令和3年度から令和7年度までに温室効果ガスの総排出量を8%削減することを目標とする。

イ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る庁内体制の構築

2050年カーボンニュートラル達成に向けて、三木市地球温暖化対策実行計画の策定及び推進を、総合的・全庁的に行うため、令和6年1月1日に三木市地球温暖化対策推進本部を設置した。

ウ クールチョイスの推進

令和3年4月28日に三木市クールチョイス宣言を行い、マイボトルの配布、庁内放送等及び市内の高校生、団体と協働により、金物まつりなどで啓発を行った。また、食品廃棄物の削減等を目的として、フードドライブを開催した。

(7) 令和5年度末クールチョイス賛同者数 1,412名

(4) 三木金物まつりにおける環境啓発実績

a エコチェックアンケート参加者 約350名

b エコ工作参加者 150名

- c 環境学習（節電体験）参加者 63 名
- (7) フードドライブ
 - a 開催期間 10 月 23～10 月 24 日（2 日間）
 - b 開催場所 三木市役所、吉川支所
 - c 寄付実績 750kg（117 名）

(8) 自然共生型地域づくり事業

ア 増田ふるさと公園の運営管理

人と自然とのふれあいと交流の場として細川町増田地内の溜池周辺に残されている多様な生物種の成育地を保全し、ビオトープ公園として管理している。公園の管理については、増田地区及び NPO 法人三木自然愛好研究会へ毎年清掃管理を委託している。

- (7) 位 置 三木市細川町増田 819 番地他
- (1) 面 積 7,003 ㎡

イ 自然環境保全活動事業

自然環境保全や地球温暖化防止のために自主的な事業を行う団体に助成した。
令和 5 年度 2 団体

(9) 狂犬病予防対策等

狂犬病予防法に基づき、畜犬の登録及び狂犬病予防注射を行うとともに、犬の正しい飼い方については、兵庫県動物愛護センター三木支所と連携を図り、広報等を通じて啓発に努めている。

なお、吉川支所で取り扱ってきた市によるねこの引き取りについては、兵庫県動物愛護センターからの要請で平成 27 年 3 月末に終了している。市民が直接、兵庫県動物愛護センターに持込み、兵庫県動物愛護センターが引き取った数は下欄のとおりである。

令和 5 年度狂犬病予防注射実施状況等

（単位：匹）

畜犬登録数	狂犬病予防注射数	集合注射数	個別注射数
5,214	4,058	511	3,547
ねこ引き取り数		51	

(10) スズメバチ駆除に対する補助

「三木市スズメバチ駆除費補助金交付要綱」に基づき、市民に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する者に対して、駆除に係る費用の一部を次のとおり補助した。

- ア 補助件数 46 件
- イ 補助金額 675,100 円

(11) 三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の趣旨に基づき、地域猫活動を行う団体に対し、不妊手術又は去勢手術に要する費用を助成した。

- ア 助成件数 12 件（123 匹（不妊手術 47 匹、去勢手術 76 匹））
- イ 助成金額 849,240 円

3 空地・空家等の適正管理

空地は「三木市環境保全条例」、空家等は「三木市空家等の適正管理に関する条例」及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不全な状態となった空地・空家等の現地調査を行うとともに、その所有者等に適正管理するよう指導等を行うことにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに努めた。

(1) 令和5年度 空地の指導状況

相談件数	計画調査件数	指導件数
60	343	130

※指導件数は相談及び計画調査（空地パトロール）により指導に至った件数

(2) 令和5年度 条例に基づく空家等の指導状況

相談件数	指導件数
75	62

(3) 令和5年度 法に基づく特定空家等の認定及び措置状況 (単位：件)

認定	指導・助言	勧告	命令	代執行
0	1	0	0	0
112	91	7	0	0

※上段：令和5年度 下段：累計

4 消費生活

(1) 消費生活苦情相談の実施

消費者被害の発生に伴う苦情の受付と処理について、相談員を置き、消費者からの相談業務を行っている。

令和5年度の相談件数は283件で、前年度より26件減少している。

相談を内容別（重複含む）にみると、契約・解約に関するものが181件と最も多く、販売方法に関するものが135件、品質・機能が42件と続いている。

処 理 状 況 別	件 数	比率(%)
他 機 関 紹 介	20	7.1
助 言（自主交渉）	172	60.8
そ の 他 情 報 提 供	42	14.8
幹 旋 解 決	28	9.9
幹 旋 不 調	1	0.3
処 理 不 能	0	0.0
処 理 不 要	20	7.1
計	283	100.0

内 容 分 類 別	延件数
安 全 ・ 衛 生	2
品 質 ・ 機 能	42
法 規 ・ 基 準	0
価 格 ・ 料 金	23
計 量 ・ 量 目	1
表 示 ・ 広 告	1
販 売 方 法	135
契 約 ・ 解 約	181
接 客 対 応	20
包 装 ・ 容 器	0
施 設 ・ 設 備	0
買 物 相 談	0
生 活 知 識	0
そ の 他	0

(2) 消費者への啓発

消費者問題に係る相談事例情報を「広報みき」に毎月掲載し、被害にあわないよう広く市民に啓

発している。

5 交通安全対策

(1) 交通安全意識の普及啓発

ア 交通安全教室の開催

家庭、学校、地域、職場等における交通安全教育の推進を図り、交通安全意識と交通マナーの向上に資するため、警察等の協力のもとに「交通安全教室」を行っている。

令和5年度の実施状況は次のとおりである。

〈交通安全教室開催実績〉

区 分	回 数	参加人数
保育所・ 認定こども園	12	1,003
幼 稚 園	4	80
小学校等	14	1,211
中 学 校	5	735
高等学校	4	1,355
高 齢 者	0	0
その他	2	36
計	41	4,420

イ 交通立番の実施

幼児、児童生徒の登校（園）時の安全確保を図るため、学校周辺の交差点等においてシルバー人材センター委託交通指導員11人が交通立番活動を行い、交通マナーの向上と事故防止に努めている。

ウ 交通安全市民運動の展開

「交通ルール わたしを守る 三木のまち」のスローガンのもと、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるための交通安全市民運動として、市、警察署、交通安全協会等の関係機関・団体が協力し、全国交通安全運動及び交通事故防止運動を中心に市民運動を展開している。

また、市民の交通安全に対する関心と意識を高めるため、「広報みき」など広報媒体を活用した啓発活動を行っている。

期間を定めて実施する市民運動

運 動 名	期 間	実施要領
春の全国交通安全運動	5月11日～5月20日	それぞれの運動ごとに要領を定めて実施した。
夏の交通事故防止運動	7月15日～7月24日	
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月1日～12月10日	

交通安全市民運動の主な実施事業の概要

事 業 名	実施日	場 所	備 考
三木市交通対策委員会	2月26日	三木市立教育センター	
三木の安全なくらしを守る市民大会	10月26日	三木山森林公園	
街頭監視大作戦	5月18日 9月28日	信号機設置交差点	

エ 「三木の安全なくらしを守る市民大会」の開催

三木市において犯罪や交通事故のない明るく住みよいまちづくりを進めるため、第 34 回「三木の安全なくらしを守る市民大会」を開催した。

開 催 日 令和 5 年 10 月 26 日（木）
 開催場所 三木山森林公園 音楽ホール
 実施機関 三木市・三木防犯協会・三木交通安全協会・三木自家用自動車協会・
 三木警察署激励の会
 参 加 者 三木市民 169 人

(2) 交通事故発生状況

令和 4 年及び令和 5 年中における三木市内での交通事故発生状況は、次のとおりである。

年	人身事故 (件)	物損事故 (件)	合 計 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
令和 4 年	288	2, 221	2, 509	2	356
令和 5 年	315	2, 310	2, 625	1	401
増 減	27	89	116	△1	45

※1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間を示す。

(3) ロードミラーの設置

交通安全上必要と認められる箇所にロードミラーを設置し、交通事故の防止に努めている。

令和 5 年度中に新設及び補修した数は、次のとおりである。

	新設基数	補修基数
ロードミラー	8 基	10 基

6 生活安全対策

(1) 生活安全講習会

市民一人ひとりの生活安全意識の高揚を図るため、老人クラブなどを対象に生活安全講習会を実施している。

令和 5 年度の開催回数及び参加人数については 21 回、延べ 388 人である。

(2) 地域防犯グループ

市民の防犯意識の高揚と生活安全活動を推進するため、市内で活動する地域防犯グループをメンバーとする「三木市地域防犯グループ連絡協議会」を組織し、相互の情報交換や警察など関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会等を実施している。現在 25 の防犯グループが活動している。

(3) 防犯意識の普及

犯罪の発生状況や手口、対策などを警察と連携しながら、「広報みき」等を活用して市民に情報提供している。

(4) 青色回転灯装備車によるパトロール

警察、陸運局の認可を受け、平成 17 年 9 月から青色回転灯を交通パトロール車に装備し、市内パトロールを実施している。令和 5 年度は、延べ 25 回、50 時間のパトロールを行った。

(5) 防犯灯の設置

夜間の防犯対策として、各自治会からの要望をもとに地域の実情に即して防犯灯を設置している。平成 23 年度からは LED 防犯灯を設置している。

なお、令和 5 年度の防犯灯設置数及び電気料金は、次のとおりである。

防犯灯設置数及び電気料金

(単位: 灯、円)

	設置数 (新設数)	年度末現在設置数	うち LED 灯数	電気料金
令和 5 年度	40	10, 127	8, 950	17, 160, 698

(6) 防犯カメラの設置補助

(単位: 件、円)

	補助件数	補助金額
防犯カメラ	6	720, 000

※令和 5 年度から県補助金が市を通じた間接補助となった。

(7) 犯罪被害者支援

市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を図るため、本市における犯罪被害者等の支援に関し、「三木市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成 25 年 4 月 1 日施行)を制定している。支援を円滑に実施できるよう、「広報みき」等において「ひょうご被害者支援センター」等の相談窓口等の紹介をするとともに、三木被害者支援連絡協議会等において関係機関との情報共有に努めている。

(8) 防犯機能付き電話機等購入補助

特殊詐欺に備えるため、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えた機器を対象に購入費用の一部を次のとおり補助した。

	補助件数	補助金額
固定電話	121	966, 068
外付け録音機	2	8, 000

7 ごみ循環型社会構築

(1) 次期ごみ処理施設整備方針等検討業務

令和 4 年度に策定した基本設計では、物価上昇等の影響を受け、事業費の大幅な増加が見込まれた。この結果をうけ、事業費縮減に向けた検討を実施した。

(2) 各種調査等の実施

令和 4 年度に引き続き、次期ごみ処理施設整備において必要となる生活環境影響調査(第二期)を実施した。